

平成26年9月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

平成26年9月18日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1	議案第45号	市長の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教 (原案可決)
第 2	議案第52号	大竹市立学校設置条例の一部改正について	
第 3	議案第53号	財産の取得について（消防ポンプ付救助工作車）	総務文教 (原案可決)
第 4	議案第55号	平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	
第 5	認 第 2号	平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	総務文教 (認 定)
第 6	認 第 3号	平成25年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について	
第 7	議案第46号	大竹市保育の必要性の認定に関する条例の制定について	総務文教 (原案可決)
第 8	議案第47号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
第 9	議案第48号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	生活環境 (原案可決)
第10	議案第49号	大竹市税条例等の一部改正について	
第11	議案第50号	大竹市福祉事務所設置条例及び大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について	生活環境 (原案可決)
第12	議案第51号	大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について	
第13	議案第54号	平成25年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	生活環境 (原案可決及び認定)
第14	議案第56号	平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第15	議案第57号	平成26年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境 (原案可決)
第16	議案第58号	平成26年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	
第17	平成26年請願第3号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について	総務文教 (採 択)
第18	平成26年請願第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	

+

第19	平成25年陳情第1号	小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情	まちづくり対策 (継続審査)
第20	決議案第1号	沖縄の基地負担軽減を図るための決議について	即 決
第21	認 第 4号	平成25年度大竹市一般会計決算	決算特別委 設置・付託 (一 括)
第22	認 第 5号	平成25年度大竹市国民健康保険特別会計決算	
第23	認 第 6号	平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計決算	
第24	認 第 7号	平成25年度大竹市農業集落排水特別会計決算	
第25	認 第 8号	平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算	
第26	認 第 9号	平成25年度大竹市土地造成特別会計決算	
第27	認 第10号	平成25年度大竹市介護保険特別会計決算	報 告
第28	認 第11号	平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	
第29	報告第11号	平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告
第30		常任委員会の閉会中の継続審査について	即 決

○会議に付した事件

- 日程第 1 議案第45号から日程第 4 議案第55号 (報告・表決)
- 日程第 5 認 第 2号から日程第16 議案第58号 (報告・表決)
- 日程第17 平成26年請願第3号から日程第18 平成26年請願第4号 (報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第3号 (説明・表決)
- 追加日程第 2 意見書案第4号 (説明・表決)
- 日程第19 平成25年陳情第1号 (表決)
- 日程第20 決議案第1号 (説明・表決)
- 日程第21 認 第 4号から日程第28 認 第11号 (説明・付託)
- 日程第29 報告第11号 (報告)
- 日程第30 常任委員会の閉会中の継続審査について (表決)

○出席議員 (15人)

1番	寺 岡 公 章	2番	和 田 芳 弘
3番	大 井 涉	4番	網 谷 芳 孝
5番	藤 井 馨	6番	乃 美 晴 一
7番	児 玉 朋 也	8番	北 林 隆
9番	山 崎 年 一	10番	細 川 雅 子
11番	上 野 克 己	12番	原 田 博
13番	二階堂 博	14番	田 中 実 穂
15番	西 川 健 三		

○欠席議員 (1名)

16番 山 本 孝 三

○説明のため出席した者

市長
 副市長
 教育部長
 総務部長
 市民生活部長
 健康福祉部長兼
 福祉事務所長
 建設部長
 消防長
 総務課長併任選挙
 管理委員会事務局長
 企画財政課長
 産業振興課長併任
 農業委員会事務局長
 自治振興課長
 社会健康課長
 監理課長
 会計管理者兼会計課長
 上下水道局業務課長
 総務学事課長
 監査委員
 監査事務局長

入山欣郎
 大原豊
 大石泰
 太田勲男
 青森浩
 正木丈治
 大和伸明
 西岡靖
 米中和成
 吉岡和範
 中川英也
 吉田茂文
 政岡修
 香川晶則
 金子しのぶ
 重本隆男
 野崎光弘
 黒田孝士
 林則雅

○出席した事務局職員

議会事務局長
 議事係長

福重邦彦
 三浦暁雄

十

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、児玉朋也議員、8番、北林 隆議員を指名いたします。

本日の議事日程、議案審査報告について、請願審査報告について、閉会中継続審査申出書、決議案第1号を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1～日程第4〔一括上程〕

議案第45号 市長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第52号 大竹市立学校設置条例の一部改正について

議案第53号 財産の取得について（消防ポンプ付救助工作車）

議案第55号 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

○議長（寺岡公章） 日程第1、議案第45号市長の給与の特例に関する条例の制定についてから日程第4、議案第55号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）に至る4件を一括議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、北林 隆議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成26年9月4日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第45号 | 市長の給与の特例に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第52号 | 大竹市立学校設置条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第53号 | 財産の取得について（消防ポンプ付救助工作車） | 原案可決 |

| | | |
|--------|------------------------|------|
| 議案第55号 | 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
|--------|------------------------|------|

平成26年9月8日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

総務文教委員長 北林 隆

〔総務文教委員長 北林 隆議員 登壇〕

○総務文教委員長（北林 隆） 去る9月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案4件につきましては、8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第45号市長の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、本件に対する質疑はなく、討論に入ったところ、委員1名より反対の立場から討論がございました。

討論を終結し、起立採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第52号大竹市立学校設置条例の一部改正についてでございますが、まず、「閉校に係る地域への説明状況について伺う」との質疑に対し、「栗谷地区の自治会長全員の了解をいただいた上で栗谷小学校PTAと覚書を交わしており、十分に説明できているものと認識している」との答弁がございました。

次に、「閉校後の地域のあり方について、これまでに地域と協議したことがあるのか伺う」との質疑に対し、「教育委員会が教育的見地から判断する中で、今後の地域のまちづくりに対応していく形になる。市長部局としては、中学校が休校状態の時に閉校を前提とした跡地利用の協議はできないと考える。栗谷地区の場合、中学校閉校後も小学校に教育機能や文化機能、集会機能、防災機能は残る。閉校後の敷地や体育館をどのように使っていくかは、跡地利用という観点から考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「覚書には、中学校の再開に関する協議についての記載がある。児童生徒数が継続して増加した場合、学校の再開につながると理解してよいか伺う」との質疑に対し、「これまで教育委員会は、学校統廃合により複式学級の解消を図ると説明してきた。このことから、中学校全体で2桁の生徒数が複数年続かなければ再開は難しいと考える。想像以上の生徒数が栗谷地区で増加した場合に、小・中学校を同一校舎にするなど、そのときの条件に合わせて考えていきたいということである」との答弁がございました。

次に、「栗谷では、自然環境に恵まれた、地域と密接な環境の中で、優しさや思いやりのある子供を育てていくことができると感じている。これからの教育方針の中には、この優しさや思いやりを第一優先に入れてもらうことを期待する」との質疑に対し、「小規模校のよさはたくさんある。しかしながら、集団生活で培われるべきものが得にくい状態になっている。子供たちの教育環境を考え、閉校のお願いをするものである。閉校の理由としては、まず、これ以上休校状態で時が流れてしまえば、閉校式典の実施などが難しくなるため、区切りをつけて前に進めたいという思いがある。次に意識の問題がある。現在、栗谷地区の生徒は小方学園へ通い、集団生活を通して多くのことを学んでいる。こうした

十

姿を見て、栗谷小学校の児童が夢や希望を持って意欲的に小方中学校に通ってほしいと願っている。また、休校状態では突発的な事態への迅速かつ適切な対応がとりにくいという面がある。これらを踏まえて、閉校の提案をさせていただいたものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結したところ、1名の委員から継続審査の動議が提出されました。その趣旨は、「地域住民への周知がされていないという事実を聞いている。周知されるまで継続審査にして、十分な住民への説明を求めたい」というものでございました。

この継続審査の動議は、起立採決の結果、起立少数で否決されております。

続いて、討論に入ったところ、反対の立場から1名、賛成の立場から2名の討論がございました。

まず反対の立場では、「地域にちゃんとした説明がないままに賛成するわけにはいかないので、反対する」との討論がございました。

次に、賛成の立場で、「地域の代表である自治会長の了解をいただき、覚書を交わしている。中学校の再開設は難しいとしながらも、諸条件がそろえば、教育環境が再開されることがあり得ることを含んだ議案と認識して賛成する」との討論がございました。

続いて、賛成の立場で、「地域においては、次への展望が開けないことも大きな問題になっている。けじめをつけながら、再開設に向けてどのような努力をすべきか検討していくことも大切だと思う」との討論がございました。

討論を終結し、起立採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第53号財産の取得について（消防ポンプ付救助工作車）でございますが、まず、「今回購入する消防ポンプ付救助工作車は1台2役であり、市民の安心安全につながるものだと思う。この救助工作車の購入により、何台の現有車両を交換することになるのか。また、取得価格は下取りを含んだものか伺う」との質疑に対し、「現在消防本部に配備している救助工作車のかわりに導入するものである。2台を1台にすることになるので、現在あるポンプ1号車は更新しない方針である。なお、車両の下取りはなく、監理課へ委託して、売り払いという形で廃車にする考えである」との答弁がございました。

次に、「購入車両の入札について、応札が1社だったとのことである。前回、泡放射装置付きの消防ポンプ車を整備したときも1社だったと記憶している。今回は9,000万円近い金額であるのに、なぜ入札参加者がふえないのか不思議である。改善する余地があると思うが、見解を伺う」との質疑に対し、「今回の入札は一般競争入札で行っている。市内業者も含め数社に案内し参加を促したところだが、残念ながら応札は1社であった。今後については、もっと多くの業者が入札できるように努力していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第55号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）でございますが、

まず、「保育所や海の家あたなど計6台のAEDの購入が予定されているが、これは子供に対応したものか伺う。また、夜間等でもすぐ使用できるように使いやすい置き方に心がける必要があると思うが、どのように考えているか」との質疑に対し、「AEDは6歳未満児にも対応している。購入後はできるだけ見えやすく、救急時に対応できる場所に置くように心がけるとともに、職員が十分に使えるように研修等にも取り組んでいきたい。また、備えつけのほかに貸し出しを検討するなど、有効な使い方についても考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「災害復旧事業に係る国の補助基準について説明を求める。また、全ての復旧事業が完了する時期を伺う」との質疑に対し、「公共道路の災害であれば1カ所当たり60万円というように、金額面等の基準がある。よって、被災を受けたものの全てが国の補助を受けて対応できるものではない。また、災害査定を受けたり大きな工事発注を伴う事業に関しては、設計後に入札等を行っていくことになる。いつまでにという約束はできないが、できるだけ早く復旧できるように努力したい」との答弁がございました。

次に、「市税過誤納還付金1,012万7,000円について、説明を求める」との質疑に対し、「市内大手企業のうち1社が、所管の国税局に対し、外国における所得について租税条約に基づく二重課税の申し立てを行い、これが認められたため所得の変更が生じた。これに伴い法人市民税を還付する必要性が生じたものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会にご付託いただきました議案4件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） 私は議案第45号市長の給与の特例に関する条例の制定についてに意見を述べたいと思います。

今回の議案は、従来実施されておりました市長12%、副市長8%、教育長7%の報酬カットを今回市長のみ5%のカットとするもので、市長のカット幅を7%削減し、副市長と教育長については削減をやめるというものであります。

私は、従来の報酬カットを続けるべきだということを初めに表明して、討論に入ります。

市長ら3役の報酬削減は、平成10年に豊田伊久雄市長が最初に始められました。その後、中川 洋市長、入山市長へと受け継がれてきたものですが、このたび市長のみ5%の削減として提案されたものであり、入山市長は平成19年3月議会に、本市の厳しい財政状況を

勘案しますと、より一層の行財政改革の推進とともに各方面へも応分の負担をお願いせざるを得ない状況に鑑み、市政を執行する者としてこの苦しみを共有し、さらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すためとして、提案をされました。

提案理由にあります本市の厳しい財政状況というものは、依然として厳しくとあります。しかし財政状況は文字どおり現在も厳しいのであります。平成24年度決算で409億円の起債があり、市民1人当たりで計算しますと144万円、4人家族の世帯では1世帯当たり576万円にも達します。より一層の行財政改革を推進するという趣旨からも、市長ら特別職の報酬カットをやめることは相反するものと判断をしております。市長の提案理由にありました、各方面に応分の負担をお願いせざるを得ない状況に鑑みとは、都市計画税やごみ有料化、あるいは公共料金や各種保険料の値上げ等、市民負担を指しておられるものと思えますが、これらの市民負担はこれから永劫市民の肩に降りかかってくるのであります。このようなやり方では、市民に負担を負荷したからと、みずからの負担を削減するなどもつてのほかとの市民からの批判があることは目に見えています。

この苦しみを共有しとは、市民の皆様と一緒に財政難を切り抜けようとする気概ではありませんか。さらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すためとありますが、行財政改革に取り組む姿勢を放棄したことにはなりませんか。

入山市長はかねてより先人の蓄積を大切にするとされており。歴代市長が続けてこられた市民にみずからの手本を示すやり方、このことが私は大切ではないかと思えます。以上の理由により、議案第45号に反対の意思を表明し、討論いたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

7番、児玉朋也議員。

○7番（児玉朋也） 私は、議案第45号市長の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

厳しい財政状況などの諸般の事情を鑑みて、給料の減額措置を行ってきているところですが、昨今の人口減少への抑制策、高齢化社会への課題、人員削減後の市民サービスへの対応策、災害に直結するような異常気象の発生など、業務は以前に増して複雑多様化してきていると考えます。

熟知した判断のもとで、財政運営はもちろんですが、今回起きた平成26年8月豪雨のような災害発生時には、短期間での確な政治判断が求められる事態も想定されます。また、場合によっては住民訴訟も含め賠償責任も問われる立場の公務であることを、状況を勘案しますと、この減額措置の数値は市長みずからの判断で示されたものであり、その良否の評価も市長みずからが今後もすべきだと考え、賛成の立場で討論しました。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、議案第45号を除く3件を一括採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本3件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は委員長の報告のとおり決しました。

続いて、議案第45号市長の給与の特例に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5～日程第16〔一括上程〕

認 第 2号 平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

認 第 3号 平成25年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について

議案第46号 大竹市保育の必要性の認定に関する条例の制定について

議案第47号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第48号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第49号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第50号 大竹市福祉事務所設置条例及び大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について

議案第51号 大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

議案第54号 平成25年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第56号 平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成26年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成26年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（寺岡公章） 日程第5、認第2号平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから日程第16、議案第58号平成26年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に至る12件を一括議題といたします。

本12件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、乃美晴一議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成26年9月4日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                            | 審査の結果    |
|--------|-----------------------------------------------|----------|
| 認第2号   | 平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について                   | 認定       |
| 認第3号   | 平成25年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について                   | 認定       |
| 議案第46号 | 大竹市保育の必要性の認定に関する条例の制定について                     | 原案可決     |
| 議案第47号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について         | 原案可決     |
| 議案第48号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について | 原案可決     |
| 議案第49号 | 大竹市税条例等の一部改正について                              | 原案可決     |
| 議案第50号 | 大竹市福祉事務所設置条例及び大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について      | 原案可決     |
| 議案第51号 | 大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について                       | 原案可決     |
| 議案第54号 | 平成25年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について              | 原案可決及び認定 |
| 議案第56号 | 平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）                    | 原案可決     |
| 議案第57号 | 平成26年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）                      | 原案可決     |
| 議案第58号 | 平成26年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）                   | 原案可決     |

平成26年9月9日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

生活環境委員長 乃美 晴一

〔生活環境委員長 乃美晴一議員 登壇〕

○生活環境委員長（乃美晴一） それでは、去る4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案12件につきましては、9日に委員会を開催し審査を行い

ましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、認第2号平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について、認第3号平成25年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について及び議案第54号平成25年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての3件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「工業用水道事業会計では、平成23年度から職員数が徐々に減少してきているが、職員の休暇等は取得できているのか伺う」との質疑に対しまして、「職員については、各事業会計の業務量に応じて配置をしている。最近は水道管の漏水や緊急修繕が頻発していることもあり、水道事業会計の職員をふやしている。工業用水道事業会計では、現在、施設の維持管理などの業務が主であり、建設改良事業を行っていないので、業務量に応じ減員をしている。休暇について、今年は災害もある中で、極力消化するようにしている」との答弁がございました。

次に「決算審査意見書の中に、「3事業とも黒字ではあるが、収支ゼロに近い状況」とあるように、企業会計は厳しい状況にあると考えている。経営改善を考える必要があるが、最終的には料金の値上げになると考える。基本的な考えを伺う」との質疑に対しまして、「工業用水道事業会計については、平成26年度から旧会計制度での赤字決算が見込まれ、数年間は続くと考えている。水道事業会計と公共下水道事業会計についても、早くて平成27年度から赤字になるのではないかと見込んでいる。工業用水道料金は引き上げが難しいところもあるが、近い将来、水道料金や公共下水道使用料は引き上げを視野に入れ検討している」との答弁がございました。

次に「3事業会計とも起債の支払い利息が非常に高いものがある。高い利率のものは借りがえをすることはできないのか伺う」との質疑に対しまして、「高金利の公的資金について借りがえをする場合、補償金を支払わなければならないが、平成19年度から24年度にかけて、公共下水道事業会計では経営健全化計画を作成し、国の承認を得て補償金の免除を受け、個別に借りがえ、利率の見直しを行っている」との答弁がございました。

次に「補償金の確保ができないので借りがえができないというふうに聞こえるが、踏み込んだ考えを伺う」との質疑に対しまして、「借りがえができるように国と折衝し、努力をしてきた。借換債をかなり発行していることも御理解いただきたい。地方行政の借りがえを認める国の施策で許される部分については、転換していくよう努力している」との答弁がございました。

次に「8月の集中豪雨で大竹市内がかなり水につき、新町のポンプ場がどうしても必要であると感じた。何年度ぐらいまでに行うのか計画を伺う」との質疑に対しまして、「この秋に全体計画を見直した結果について説明をさせていただく。おおむねの全体の工期は設定できていると考えているが、着工については発表できるか未定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり決しております。

続きまして、議案第46号大竹市保育の必要性の認定に関する条例の制定について、議案第47号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第48号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての3件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「幼稚園について今まで市が関与していなかったと思うが、今回の条例案では市が関与していくようになると受けとめている。これまでとどのように違ってくるのか伺う」との質疑に対しまして、「幼稚園については、新しい制度に参加するかしないかの選択権がある。従来どおりということであれば、独自で授業料を定めて従来どおりの運営を行うこともできる。また新制度に入るとということであれば、制度が適用されるため、保育料については市が定めたものを施設が徴収する。施設に対しては国が定めた公定価格をお支払いするということになる。申し込みについては幼稚園に直接申し込んでいただき、施設を通して市の方が認定を行うことになる」との答弁がございました。

次に「大竹市保育の必要性の認定に関する条例の中で第3条の認定基準について、附則では「第3条第1項の規定については、当分の間、なお従前の例による」とある。当分の間とはどう理解すればよいのか」との質疑に対しまして、「大竹市の現状では、1日4時間以上かつ1月10日以上就労という基準で入所を認めている。今までの制度では国は就労時間を定めていなかったが、このたびの新制度では最低でも1月48時間という基準が決まった。国も制度が変わり、いきなり48時間ということでは入所ができないということもあるため、当面は市町が扱っている基準で構わないということで、国の基準よりも低い現行の基準で入所を認めるということ当面続けていくことを考えている」との答弁がございました。

次に「保育料の基準では10万円を超えるような最高限度額を決めているが、大竹市ではそれより2割ほど安くしている。国の基準どおりを徴収せずに軽減措置を維持し今日まできている。この努力は引き続き行ってほしいが今後どうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「利用者負担の考え方は、現在の国費の関係の約8割ということを大きく変動しないように知恵を絞りたいと考えている」との答弁がございました。

次に「答弁の中で通常は8時から6時くらいが就労時間だとあったが、本市においてはサービス産業の出店も予定されているため、女性が夜9時を過ぎて働くケースも特殊ではないと考えている。ニーズをアンケートだけでなく実態をしっかりと調査しながら今後の計画に生かしてほしいと考えるが、どのように考えているのか」との質疑に対しまして、「女性の働き方が変わったということ、サービス業では以前から女性が夜遅くまで働き、苦勞しながら子育てをされている方もたくさんおられる。新しい制度の中では小規模でも保育機関として認定できることになっている。女性が幅広くいろいろなところで働けるような仕組みづくりをこれからも努力していきたい」との答弁がございました。

次に「条文の中で、保育施設の苦情は事業所の設置した窓口となっているが、自分の子供を預けている保育所に苦情が言いにくいケースもあると思う。介護保険などでは別のところが苦情の窓口になっている。保育事業においても安心して訴えることのできる場所

について考えを伺う」との質疑に対しまして、「福祉課児童係には、現在でも市民の方から直接苦情が来ることもある。従来どおり苦情があれば受け付けて施設の方に返すということを進めていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論、起立採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では「現在、軽4輪を所有している人は平成28年まで今のままの税額であるのか」との質疑に対しまして、「現在、軽4輪を所有している人は、税額の改定はないため平成27年4月以降も現行と同額である。ただし、初期登録から13年を経過すると14年目からは重課されることになる」との答弁がございました。

次に「課税が増額される部分と減額される部分があるが、今回の条例改正によって市への影響をどのように見ているのか。また、地方財政の運営上、税制の改正がどのような影響を与えるのか伺う」との質疑に対しまして、「法人市民税は減額されるが、地方法人税という国税が創設され、マイナスになる部分はそちらに移行される。軽自動車税の値上げは、県税の自動車取得税の減額による各市町村への交付金の補填措置ということで今回の改定が行われる。財政全体への影響ははかりにくい部分ではあるが、個々でいえば法人市民税の税率が下がることで大きな影響がある。引きかえに地方法人税が交付税の原資になり全国に交付される。大竹市は財政力が高いため多少の影響が推測される。軽自動車税が増税になれば交付税は減額になる。また、自動車取得税交付金の減額分は、交付税で幾らか補填される。ある程度までは交付税で補填されることになるが、問題なのは交付税の総額がどのようになるかである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入り反対の立場で1名の委員から討論がございました。その内容は、「身近な問題について、増税で庶民の負担をふやすことになる。軽4輪が普及しているのは、燃料費や維持費を抑え、可処分所得を幾らかでも子供の学費や幼児の保育に充てたいという思いもある。そこに課税をし、税収を図ることについては疑問を持っている」というものでございました。

討論を終結し、起立採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第50号大竹市福祉事務所設置条例及び大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正についてでございますが、本件では「母子及び寡婦福祉法に父子が加えられたということであるが、大竹市内の父子家庭はどの程度あるのか伺う」との質疑に対しまして、「市内全体の父子家庭の数の把握はしていないが、児童扶養手当の中では一定水準の母子家庭及び父子家庭について手当を支給している。手当を支給している父子家庭は6人である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第51号大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正についてございま

すが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第56号平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では「960万円ほど医療法人に支出するということであるが、具体的にどういうことに使用するのか説明を求める」との質疑に対しまして、「人件費が多くを占めている。このうち専門医は医療センターのセンター長も兼ねているため、全体の約20%として計算している。次に医療系職員の人件費は、複数人で業務に当たるため、合算して一人役分。次に介護系職員は今のところ1人の専従と考えており一人役分。合計して認知症初期集中支援チームの人件費部分が585万円と試算している。認知症地域支援推進員は1名または2名と考えているが、人件費は一人役分を支出し268万円。その他事務費として車のレンタル、周知のためのパンフレットの作成など合わせて960万9,000円である」との答弁がございました。

次に「認知症と疑わしい症状があった場合、早く診察を受けることが大事である。窓口はたくさんあると思うが、まずはどこで相談するのがよいのか。また、相談する流れの中で今回の認知症初期集中支援チームはどういう働きをするのか伺う」との質疑に対しまして、「認知症の診療は精神科や心療内科であるが、精神科等の受診に抵抗がある場合は、オレンジドクターということで日ごろかかっている病院で相談することもできる。今回設立される認知症初期集中支援チームは、どうしたらよいかわからない、まだ病院にかかっていないという家庭に対して、かかりつけ医や民生委員・児童委員などからの情報をもとに在宅を訪問、状況を確認し、適切な支援を行うことになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第57号平成26年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第58号平成26年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では「8月6日のような大雨のとき、防鹿水源地の夜中の体制はどうなっているのか伺う」との質疑に対しまして、「工業用水に対する夜中の体制は、民間委託している中で通常1人の夜勤である。当日、雨の情報はあったが、緊急時には連絡体制をとるという計画であった。しかしながら急な増水のため朝方までは1人の夜勤であった。それから順次、防鹿水源地の場長や市の職員が応援に駆けつけたという状況であった」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案12件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） 私は議案第46号、47号、48号の3議案に反対の討論を行います。

この3つの議案でございますが、子ども・子育て支援制度という名でございます。一昨年8月に国会で成立した子ども・子育て支援法、認定こども園改正法、児童福祉法改正法を含めた関連整備法等から導き出されたもので、来年4月から実施されようとしております。しかし、その前提は消費税を10%に増税し、財源を確保しなければなりません。現下の状況ではGDPマイナス7.1%など国の経済状況は厳しく、消費税の再増税は断念せざるを得ないというマスコミ報道もございます。消費税の増税分から毎年度7,000億円程度が充てられることになってはいますが、さらなる増税が経済を疲弊させ、国民の生活は一層困難をきわめます。このような情勢の中で増税を見越した制度の設定は軽々に行うべきではないと、このように考えております。新制度は保育に対する国や自治体の責任を後退させ、公的保育の制度を壊し、子供の保育に多様な施設ごとに施設間の格差を持ち込み、営利を目的とする民間企業の参入を促すものであります。

ここに、現場で働く保育士の言葉があります。保育が市場化されて喜ばれるのは安い・近い・長い保育所。保育料が安くて近くにあつて長時間預かってくれるところ。しかし質の向上を目指す保育の現場では、安・楽・感の保育所を目指したい。誰もが安心して、子供たちが楽しいと思ってくれて、卒園時に感動を味わえるような施設を目指したいと保育の現場から希望の声を上げられておられます。

認定こども園や小規模保育は、自治体の保育実施義務責任を課している児童福祉法24条1項の対象から除外され、自治体の責任が後退しかねません。このことは保育の事件や事故が一番多く集中しているとされる小規模施設への事故に対する公的責任が希薄になります。とりわけ保護者にとって最も重要なのは、保育の認定方式の導入であります。これまでは保育所の入所の申し込みをして、保育に欠けることが証明すれば入所が決定されていたものを、新制度では、保護者は利用希望の申し込みの前に保育の必要性の認定を申請し、認定を受けなければなりません。場合によっては短時間しか認定されないということもあり得るとしてあります。市町村は利用支援、あつせん、要請、調整するだけではありませんか。このようなことから、介護保険制度の保育版だと批判がされております。

今、一つの問題は、保護者の所得によって子供の受ける保育が変わる可能性があるということでもあります。所得の格差が保育の格差につながる可能性があります。以上の理由により、議案第46号、47号、48号に反対をいたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

10番、細川雅子議員。

○10番（細川雅子） 私は、議案第46号、47号、48号に原案賛成の立場で討論いたします。

本議案は国の子ども・子育て支援新制度によるもので、来年4月1日を施行予定としております。ことし年内、11月12月ぐらいになりますと来年度の入所や入園の希望の受け付けも始まるというスケジュールの中で、必要最低限の基準を決めようという趣旨であったと受けとめております。執行部の説明では、本市の保育サービスにおいては市の責務として、また保育サービスを行っている事業者としても現状を維持したい、知恵を出し合いながら現状を維持していきたいという意思を表明しておられます。

現在、民間事業所の方向性が定まらないという点で不安は大いにあるとは思いますが、今回条例を定めることで、民間も方向性を決めやすく動きやすくなるものと考えております。そろそろ来年の動向を準備するこの段階で本3条例を否決したら、保護者、事業者双方に不安を与えることになるであろうことは明らかです。安定的な保育行政をしていただくためにも、このたびは賛成とさせていただきます。

今後は、担当課だけではなく幅広く市民また関係者の英知を結集して、より質が高く、大竹で子育てをしたいと考える保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実現に向けて一層の努力をお願いしたいと考えます。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

3番、大井 渉議員。

○3番（大井 渉） この場で言うべきではないと思いますが、先ほどの日程1から4のときに私はちゃんと議長と言って手を挙げました。事前に議会事務局長にも私は討論する旨を伝えております。ちゃんと見てからやってください。これ、もう一回、お願いいたします。

○議長（寺岡公章） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

10時42分 休憩

10時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 大変失礼いたしました。休憩前に引き続き、会議を開きたいと思ます。

日程第5から日程第16までの12件の一括議題と委員長報告をしていただきました。一括の質疑の後の討論の時間でございます。

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 他に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本12件のうち議案第46号、議案第47号及び議案第48号を除く9件を一括採決いたします。

本9件に対する委員長の報告は、認第2号及び認第3号の2件は認定、議案第54号は原案可決及び認定、残り6件は原案可決であります。



本9件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本9件は委員長の報告のとおり決しました。

続いて、議案第46号大竹市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第47号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第48号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第18〔一括上程〕

平成26年請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

平成26年請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（寺岡公章） 続きまして、日程第17、平成26年請願第3号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について及び日程第18、平成26年請願第4号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての2件を一括議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、北林 隆議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条

の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|----------------|---|-------|----------|
| 平成26年
請願第3号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について | 採 択 | 26. 9. 4 |
| 平成26年
請願第4号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について | 採 択 | 26. 9. 4 |

平成26年9月8日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

総務文教委員長 北林 隆

〔総務文教委員長 北林 隆議員 登壇〕

○総務文教委員長（北林 隆） 総務文教委員会に御付託いただきました請願2件につきましては、去る8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告を申し上げます。

初めに、平成26年請願第3号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についてでございますが、本件は連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、堀谷俊志氏及び広島県教職員組合ひろしま地区支部大竹支区支区長、平野克博氏から提出された請願で、その趣旨は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進し、30人以下学級とすること、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元することについて意見書を採択し、国の関係機関へ提出してほしいとの内容です。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、少人数学級の推進については、児童生徒一人一人へのきめ細かな対応ができることや、いじめや不登校などの課題解決、また学力向上や授業改善という点でも効果的な取り組みだと考えている。大竹市教育委員会では、平成18年度より小学校1・2年生を30人学級とする少人数学級を進めてきた。この取り組みをさらに拡充するためには、国による制度改革が必要だと考えている。また、義務教育費国庫負担割合を2分の1に引き上げることについても、教育施策の充実と教育水準の向上につながるものとする。今回の請願書の内容は、教育委員会としても強く要望するところである旨の見解が示されております。

続いて委員に意見を求めたところ、子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するために、子供たちの教育環境の整備を進める必要がある。今後の本市の厳しい財政状況を考えたとき、国に一層の財政支援をお願いしていくべきと思うとの意見があり、採決の結果、本件は採択すべきものと決しております。

続きまして、平成26年請願第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてでございますが、本件は大竹市職員労働組合執行委員長、榎原研介氏から提出された請願

で、その趣旨は、地方自治体が担う役割は年々拡大していることから、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。また、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。ついては、地方財政の充実・強化に向けて、地方自治体から意見反映を強めるため、意見書を政府に送付してほしいとの内容です。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、都市税財源の充実確保については、全国市長会から国に要請した事項の一つにもなっている。これは、本請願の地方財政の充実を求める趣旨とも共通するものと考え。今後、政府予算案の決定までの間、予算編成過程の中で調整する項目もあると聞いており、国に対して地方財政の充実を求めていく必要があると考えている旨の見解が示されております。

続いて委員に意見を求めたところ、今後、社会保障費や老朽化施設の改修費は伸びていく。加えて自然災害への対応など、地方自治体が担っていく役割、財政需要は年ごとに拡大していくと思われる。その打開策として、さらに効率的な行政運営と効果的な施策の推進に取り組まなければならないが、いつかは限界が生じてくる。本市の安定的な行政運営を実現するため、国からの地方交付税及び一般財源総額の拡大・確保は、まちづくりや財政運営を進めていく中で必然的なものと考え、採択すべきとの意見があり、採決の結果、本件は採択すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました請願2件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は採択であります。

本2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は採択と決定いたしました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第3号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから職員をして意見書案を配付させますのでしばらくお待ちください。

ただいま職員をして意見書案第3号を議席に配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 意見書案第3号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について**

○議長（寺岡公章） 追加日程第1、意見書案第3号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

8番、北林 隆議員。

〔8番 北林 隆議員 登壇〕

○8番（北林 隆） 意見書案第3号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書につきましては、お手元に配付しております意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）

平成23年度より小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の3年生以上への拡充が、昨年につき平成26年度も予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革

により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、政府におかれましては平成27年度の予算編成に当たり、次の事項について実施されますよう要望します。

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第4号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから職員をして意見書案を配付させますのでしばらくお待ちください。

ただいま職員をして意見書案第4号を議席に配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（寺岡公章） 追加日程第2、意見書案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

8番、北林 隆議員。

〔8番 北林 隆議員 登壇〕

○8番（北林 隆） 意見書案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書につきましては、お手元に配付しております意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成27年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に次のとおり以下の対策を求めます。

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決定するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。

3. 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体が、

より復興事業により柔軟に活動できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する平成28年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。

4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。

5. 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第4号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第19 平成25年陳情第1号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番 号            | 件 名                | 理 由                        | 付託年月日     |
|----------------|--------------------|----------------------------|-----------|
| 平成25年<br>陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 小方まちづくりの動向を踏まえて審査する必要があるため | 25. 2. 28 |

平成26年9月10日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

まちづくり対策特別委員長 児玉 朋也

○議長（寺岡公章） 日程第19、平成25年陳情第1号小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情を議題といたします。

まちづくり対策特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 決議案第1号 沖縄の基地負担軽減を図るための決議について

○議長（寺岡公章） 日程第20、決議案第1号沖縄の基地負担軽減を図るための決議についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

15番、西川健三議員。

〔15番 西川健三議員 登壇〕

○15番（西川健三） 決議案第1号沖縄の基地負担軽減を図るための決議につきましては、決議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

沖縄の基地負担軽減を図るための決議（案）

国土を守り、国民の安心・安全な生活を確保する責務を国は有している。その実現のための自衛隊の活動及び日米安全保障条約に基づく米軍の活動に対して、国民は理解をし、ひとしく協力すべきである。

しかしながら、現状は、国内の米軍基地の74%は沖縄県に位置しており、沖縄県民は過重な負担を強いられている。

日本国内の米軍基地が果たすべき役割の重要性は非常に高く、米軍基地が我が国の安全保障政策に寄与している限り、沖縄県の負担軽減を日本全体の問題として取り組んでいくことは喫緊の課題である。

よって、大竹市議会は、基地を抱える他の自治体とともに沖縄の基地負担軽減を図るものである。

以上、決議する。

皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） ただいまの決議案、沖縄の基地負担軽減を図るための決議の案に、私は反対をいたします。

決議文は、沖縄の基地負担軽減を挙げていますが、本当に沖縄県民の基地負担の軽減につながるのでしょうか。甚だ疑問であります。日本全国への米軍分散政策は、普天間基地の辺野古移転への条件整備や一時的な負担軽減としかならないと考えるからであります。辺野古への基地建設を強行に進めるこそくなく手段であると指摘する専門家もいます。一方で、米軍を日本全土に拡散することで米軍に対する嫌悪感をなくし、いつでも日本列島を浮沈の軍事基地化することにある、こう指摘もされております。

在沖縄米軍の基地移転や訓練移転などを行う場合に、反対の運動を抑えるために用いられてきたのが沖縄の基地負担軽減という言葉であります。今までの基地移転や移設は全て米軍の都合により行われてきたもので、沖縄の基地負担を考えて沖縄県民のために行われたものではありません。今回の普天間飛行場の辺野古への移転も、沖縄の基地負担軽減とされていますが、実際は普天間飛行場は戦時中につくられた基地で、現在の米軍の装備では使いづらくなっております。オスプレイなどは固定翼モードで離発着できる長い滑走路が必要であり、また、海上基地として軍港も備えるなど、近代的で機動的な航空基地が必要になった米軍の要求に応えるものであります。

このような米軍の要求に応えようとする安倍総理は、沖縄の基地負担軽減のために負担をみんなで分かち合おう、これが大切だと述べて、関係自治体に理解を求めていくことを約束しました。日本政府が積極的に沖縄の基地負担軽減を唱え、地方の自治体と議会が基地負担軽減を唱えることで沖縄の辺野古移設を促進し、固定化しようとしている策謀であります。

広島県において在日米軍飛行訓練の実態は、低空飛行による被害や夜間の飛行訓練の実施など多くの問題があり、米軍の訓練により国民の安心で安全な生活が脅かされております。岩国基地に配備された空中給油機KC-130、15機は、岩国基地において離発着訓練、いわゆるタッチアンドゴーを行うとしています。このことは、将来、空母艦載機59機が移駐してきたときに岩国基地で夜間離発着訓練が行われる可能性があることを示唆しているのではないのでしょうか。

今、声高に基地負担や軽減、負担受け入れを唱えていますが、果たしてそのような事態が想定される中で、市民に安心で安全な生活を提供できるのでしょうか。沖縄県民は米軍基地の騒音と爆音、日々の危険と被害を全国民に分散してほしいのではなく、沖縄から国外に出て行ってほしいのであります。沖縄の人々は、私たちのこの苦しみを日本中に広げてはならない、こうおっしゃっています。

私たち大竹市議会は、大竹市民の安心・安全を守らなければなりません。基地負担の軽減のもとに岩国基地がこれ以上拡大強化されることは、大竹市民の安心・安全が脅かされるものであります。今、阿多田島住民は、早朝から夜遅くに飛行する航空機の騒音で悲痛な叫びを上げています。沖縄の基地公害は私たちの町にも広がっていることは明らかであります。沖縄の基地負担軽減をいうのであれば、これ以上の基地周辺住民の負担にノーと言うべきであります。沖縄の基地負担の軽減の前に、大竹市議会は大竹市民の生活と安全を守ることを第一に考えるべきです。リスクを負うのは大竹市民であります。沖縄の耐えがたい苦しみを日本国民の耐えがたい苦しみに広げてはならない。以上で、反対討論を終わります。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

14番、田中実穂議員。

○14番（田中実穂） 私は、決議案第1号に賛成の立場で討論を行います。

振り返ってみれば、沖縄はさきの大戦で20万人余りのとうとい命や貴重な文化遺産が失われるなど、甚大な被害を受けました。一般住民を巻き込んだ戦闘では、沖縄の人口の4

分の1の住民が犠牲になったと言われています。戦後、米軍統治下で私有地の強制接収などで広大な米軍基地が形成されてしまいました。日本本土の米軍基地のほとんどが国有地なのに、沖縄は国有地以外が66%となっております。1952年、日本が主権を回復するものの沖縄だけ切り離され、その後27年間アメリカの政権下に置かれました。1972年にやっと日本復帰を果たしましたが、多くの米軍基地はそのまま日米安全保障条約に基づく提供施設として引き継がれたために、過密な基地の状況は改善されず、沖縄県民は過重な基地負担を背負うことになったのです。実に沖縄本島の面積の18.4%を占めるほどです。また、日本が米軍に提供している訓練区域も64%が沖縄に集中していると聞いております。米軍の管理下に置かれ、陸だけでなく海も空も自由に使えない状況になっているのです。

日米安全保障条約は、近年、国際テロなどの新しい脅威の台頭や大量破壊兵器の拡散、弾道ミサイル攻撃の危険など、日本の防衛のみならずアジア太平洋地域や国際社会の平和と安定のためにも重要です。基地の整理縮小や日米地位協定の見直しが叫ばれていますが、これは単に沖縄という一地域の問題ではなく、日本の外交、安全保障をどう考えるのかという極めて重要な問題です。国や県、そして国民一人一人がみずからの問題として捉えていくべきだと思います。

基地のある岩国市が空中給油機の移駐を受け入れました。決議案は、長年辛酸をなめてきた沖縄の基地負担を軽減し、国全体で支えていこうとするものであり、私は採択されるべきものであると申し上げて、討論いたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

4番、網谷芳孝議員。

○4番（網谷芳孝） 私は、決議案第1号の沖縄の基地負担軽減を図る決議案について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

国防、すなわち国を守るということは、国民の生命と財産を守り、国民に安心した生活を提供するための基本的な政策であり、それらは第一に優先して実行しなければならないと思います。四方を海に囲まれた我が国では、ここ最近、領海・領空・領土を脅かす、近隣諸国のいろいろな行動には脅威を感じる事が多々起きております。国防または抑止力という大変大きな問題として、日本と米国の間には日米安全保障条約が締結されており、日米同盟の相手国である米国は欠かすことのできない大変重要なパートナーであるということは間違いございません。これからも日米同盟のさらなる結束を強化し、我が国の防衛力の強化に努めなければならないと私は思います。そのようなことから、今現在また将来的にも、米軍基地は日本国防の大変大きな役割を担っており、欠かすことのできない施設であることに間違いのないと思います。

しかし、今日本国内にある米軍基地は沖縄県1県に74%も集中しております。沖縄県民の皆さんが大変な負担を感じておりますことは、皆さん御承知のとおりだと思います。そのようなことから、沖縄県民の大変大きな負担が軽減できますように、私たち同じ日本国民として米軍基地、または自衛隊基地など、日本国土全体を視野に入れて沖縄県の基地負担軽減につながりますよう、日本全体の大きな問題として早急に取り組むべき必要性があるのではないかと私は思います。以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案第1号を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第21～日程第28〔一括上程〕

認 第 4号 平成25年度大竹市一般会計決算

認 第 5号 平成25年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 6号 平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 7号 平成25年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 8号 平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算

認 第 9号 平成25年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第10号 平成25年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第11号 平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（寺岡公章） 日程第21、認第4号平成25年度大竹市一般会計決算から日程第28、認第11号平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 認第4号平成25年度大竹市一般会計決算から認第11号平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

平成25年度は、国の緊急経済対策による公共投資の増加が景気を大きく押し上げるとともに、円安の進展による輸出産業の好調などから国全体として自動車関連企業などを中心として収益改善が進み、景気の回復傾向が持続いたしました。

本市においては、一部の業種には改善の兆しが見られ、法人市民税が前年度に比べ若干増加したものの、償却資産の減価償却などの影響により固定資産税が大きく減少し、市税総額は前年度に比べて減少となりました。

市税減少という厳しい状況の中ではありますが、晴海臨海公園整備事業などの事業の実施につきましては、防衛省再編交付金を初め、国県支出金を有効に活用しながら地方債の発行の抑制に努めてきたところでございます。

それでは、平成25年度に実施いたしました事業につきましては、重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策「大竹を愛する人づくり」につきましては、地域を担う人づくり、互

いを尊重し支え合う人づくりを推進しました。

主な取り組みといたしましては、発達障害等の児童生徒へのサポートのため、小・中学校に学習支援員を配置する学習環境サポート事業や市内小中学校の給食を調理配送する給食センター運営事業などにより、教育環境の充実に努めました。

次に、第2の施策「生活基盤が整ったまちづくり」につきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めました。

主な取り組みといたしましては、阿多田地区の養殖技術の開発及び養殖魚のブランド化を図る事業への補助のほか、魚礁設置に向けた実施設計を行い、水産業の振興を図りました。

また、子供から高齢者まで多様な人々がスポーツやレクリエーションなど憩い楽しめる公園として、晴海臨海公園を整備しました。平成25年度は球技場やテニスコートの整備を行いました。また、公共交通機関の整備促進として、幹線バスや栄ぐるりんバス、各地域の乗り合いタクシーの運行に対する補助を行い、より利用しやすい交通システムの構築に努めました。

第3の施策「安全なまちづくり」につきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。

主な取り組みといたしましては、地域の消防力強化のため、玖波地区では自治会、自主防災組織、消防団、警察等が連携して、地震を想定した防災訓練を実施しました。また、災害・危機に強いまちづくりを進めるため、南海トラフの巨大地震などを想定した地震・津波ハザードマップを作成しました。

第4の施策「安心できるまちづくり」につきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。

主な取り組みといたしましては、障害者へのサービス充実を目的として、生活介護、就労支援を一体的に行う多機能型事業所を開設する法人に対し、事業開始に必要な費用の一部を支援しました。また、健康で自立した生活ができる健康寿命を延ばすための健康増進計画及び食育推進計画を策定し、市民みずからが取り組めるよう年齢別の計画概要版を配布しました。

第5の施策「こころにゆとりを感じるまちづくり」につきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組みました。

主な取り組みといたしましては、ごみの手数料を導入し、燃やすごみの減量化に努めました。燃やすごみの減量化対策として、生ごみの処理容器の購入費助成や剪定枝の腐葉土化に取り組みました。

第6の施策「行政・社会の仕組みづくり」につきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組みました。

主な取り組みといたしましては、市民活動団体が地域の課題解決のためみずから提案・実施する事業を公募し、助成金を交付することで市民活動の自主性の向上を図りました。

また、大願寺地区土地造成事業の円滑な推進のため、大竹工業団地に立地した工場及び

小方ヶ丘団地に賦課される固定資産税額に相当する額の26.5%及び従来支援分を土地造成特別会計に繰り出しました。

続きまして、平成25年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

まず、認第4号平成25年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が136億6,931万円でしたが、国の経済対策事業に伴う補正予算による増加や、小方小学校・小方中学校移転改築事業や環境整備事業などの繰り越し分の増加により、最終予算の総額は149億6,694万2,000円となり、当初予算と比べて9.5%の増加となりました。

歳入総額は138億3,605万9,112円で、予算に対して92.4%の収入割合となりました。

一方、歳出総額は137億9,801万2,663円となり、その執行率は前年度からの繰越事業費を加えて92.2%となっております。この結果、当年度の形式収支は3,804万6,449円の収入超過となりましたが、翌年度への繰越事業費に充てる2,405万1,436円を差し引いた残額1,399万5,013円が、平成25年度の実質収支黒字額となりました。

なお、この歳計剰余金につきましては、700万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り699万5,013円を、平成26年度へ繰り越しました。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略をさせていただきます。

次に、認第5号平成25年度大竹市国民健康保険特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額37億297万9,107円に対し、歳出総額37億18万1,806円となり、形式収支及び実質収支は、279万7,301円の黒字となりました。

この会計の歳入は国保料、国・県支出金、共同事業交付金のほか一般会計からの繰入金などで、歳出は保険給付費、共同事業拠出金などでございます。

歳計剰余金については、140万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り139万7,301円を、平成26年度へ繰り越しました。

次に、認第6号平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに2,916万1,731円となりました。この会計の歳入は排水施設使用料及び市債のほか一般会計からの繰入金などで、歳出は阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

続いて、認第7号平成25年度大竹市農業集落排水特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに4,110万7,063円となりました。この会計の歳入は排水施設使用料及び市債のほか一般会計からの繰入金などで、歳出は栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

認第8号平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額8,042万2,819円に対し、歳出総額5,636万767円となり、形式収支及び実質収支は、2,406万2,052円の黒字となりました。この会計の歳入は港湾及び漁港施設使用料や県支出金で、歳出は施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第9号平成25年度大竹市土地造成特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額7億6,110万3,021円に対し、歳出総額12億5,969万8,059円となり、差し引き4億9,859万5,038円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきましては、翌年度の歳入を繰り上げて、充用いたしております。この会計の歳入は土地売り払い収入や一般会計からの繰入金で、歳出は大願寺地区造成事業並びに晴海及び阿多田海面埋立地の維持管理経費などでございます。

次に、認第10号平成25年度大竹市介護保険特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額23億1,326万3,675円に対し、歳出総額22億5,630万3,350円となり、形式収支及び実質収支は、5,696万325円の黒字となりました。この会計の歳入は保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか一般会計からの繰入金などで、歳出は保険給付費、地域支援事業費などでございます。

歳計剰余金については、5,268万5,935円を地方自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り427万4,390円を平成26年度へ繰り越しました。

最後に、認第11号平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額3億9,544万8,480円に対し、歳出総額3億9,305万6,611円となり、形式収支及び実質収支は、239万1,869円の黒字となりました。この会計の歳入は保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

以上が平成25年度の各会計における決算の概要でございます。

なお、平成25年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額137億5,600万円に対し、歳出総額は136億9,400万円となりました。2,400万円の翌年度繰越額を差し引き、実質収支額は3,800万円の黒字となりました。単年度収支につきましては100万円の赤字となり、財政調整基金積立金300万円を加え、財政調整基金取崩額3,000万円を減じた実質単年度収支は、2,800万円の赤字となっております。

性質別歳出について見ると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、前年度と比べ1億円増の64億8,500万円となりました。大竹小学校改築事業の元金返済が始まるなど公債費が8,100万円増加、自立支援給付関係など扶助費が5,200万円増加したことによるものでございます。

投資的経費は、小方小学校・小方中学校移転改築事業や給食センター整備事業が終了したことにより、前年度と比べ8億9,700万円減の25億5,600万円となっております。

なお、平成25年度末の地方債残高は、晴海臨海公園整備事業債や市営住宅整備事業債などの普通建設事業債や、地方交付税の不足分を補うための臨時財政対策債の発行により209億4,100万円となり、前年度末に比べ3億円増加しております。

義務的経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ2.5ポイント増の98%となっております。

消費税増税前の駆け込み需要の反動や夏の天候不順などが国内景気を下押ししていますが、今後、政府の経済対策などにより緩やかながらも回復軌道に復帰するものと考えられます。しかしながら、社会保障費などの行政需要は増加傾向にあり、大竹市の行財政運営は今後も厳しい状況が続くものと思われまます。

厳しい状況ではありますが、限られた財源をより有効に活用し、持続可能な財政運営に努め、住みたい、住んでよかったと感じるまちづくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、十分御審議いただき、各会計の決算につきまして御承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（寺岡公章） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） 監査委員の黒田でございます。

それでは監査委員を代表いたしまして、平成25年度の大竹市一般会計及び各特別会計の決算審査の結果について、御報告申し上げます。

決算審査は、市長から審査に付された各会計の歳入・歳出決算書や附属書類が関係法令に適合して調製されているか確認するとともに、それらの計数を関係諸帳簿及び証書類と照合する等により、事務事業が最小の経費で最大の効果を上げる取り組みがなされているかを慎重に審査いたしました。審査は、平成26年8月8日から9月5日までの期間で行いました。

その結果、審査に付された各会計歳入・歳出決算書及び附属書類は関係法令に準拠して調製されており、かつ、決算諸表の計数は正確であることを認めました。

それでは、審査結果の詳細につきまして、決算審査意見書及び審査資料により御説明をいたします。

まず一般会計でございますが、大竹市各会計歳入歳出決算審査意見書3ページの第1表に示すとおり、決算額は、歳入総額が138億3,605万円、歳出総額が137億9,801万円となっております。

次に決算収支の状況ですが、10ページの第9表に示すとおり、歳入歳出差引額は3,804万円となっております。これに翌年度への繰越財源2,405万円を差し引き、実質収支額は、1,399万円の黒字決算となっております。

前年度と比較して、歳入が10億2,192万円、歳出が8億3,890万円とそれぞれ減少しております。

11ページの第10表に示すとおり、歳入の主な減少要因としては、市債が8億1,811万円、繰入金が2億5,331万円、財産収入が2億187万円、市税が1億9,482万円減少していることなどによるものでございます。

歳出の主な減少要因は、25ページ第31表に示すとおり、土木費が8億1,335万円、民生費が2億7,349万円、総務費が1億8,501万円と増加しておりますが、教育費が22億7,702



万円と大きく減少したことによるものでございます。

続いて、特別会計でございますが、38ページの第46表に示すとおり、全体で歳入総額が73億2,348万円、歳出総額が77億3,586万円で、歳入歳出差引額は、4億1,238万円の赤字となっており、繰越財源はございませんので、実質収支も同様の赤字決算となっております。

特別会計の主な赤字要因は、土地造成特別会計が4億9,859万円の赤字になったことによるものでございます。

37ページ第45表に示すとおり、歳入・歳出とも土地造成会計は減少しておりますが、国民健康保険会計及び介護保険会計が増加しております。

次に歳入の収納状況ですが、5ページに戻っていただきまして、第4表に示すとおり、当年度の収納率は、一般会計、特別会計とも98.2%となっており、前年度と同様となっております。

このうち一般会計では、審査資料の61ページからの市税の収納率は96.8%と前年度と増減はありませんでしたが、使用料及び手数料が前年度と比較して3.1ポイント上回っております。これは、住宅使用料が1ポイント上回ったほか、ごみ処理手数料が増加していること等によるものでございます。

続いて、審査資料65ページからの特別会計におきましては、国民健康保険料の収納率が85.5%で、前年度と比較して0.5ポイント下回っております。

次に同じく審査資料62ページの収入未済額でございますが、一般会計の収入未済額は、合計で2億3,802万円となっており、主なものとしては、市税の1億6,018万円となっております。

65ページから68ページの特別会計では、収入未済額の合計が1億1,160万円となっております。主なものは、国民健康保険料の1億1,811万円となっております。

続いて市債の状況でございますが、審査意見書に戻っていただきまして、7ページ第7表に示すとおり、当年度末の現在高は282億1,806万円となっており、内訳は、一般会計が209億4,117万円、特別会計が72億7,688万円となっております。

続きまして、8ページの第8表に示す財政状況の分析でございますが、実質収支比率は0.5%、財政力指数は0.86とそれぞれ前年度と同様となっております。

次に経常収支比率は前年度より2.5ポイント上回って98%、公債費比率は前年度より1ポイント上回った18.1%と前年度より高い数値となっております。

実質公債費比率は、15.8%と前年度より0.1ポイント改善されております。

平成25年度の決算状況を見ますと、歳出では、事業はおおむね計画的に執行されており、晴海臨海公園施設整備事業など25年度予算の基本目標に沿って執行されており、まちづくり、定住促進に努力の跡が見受けられます。

しかしながら、長年の懸案である南栄下白石線ほか1路線道路整備工事が25年度も未執行となり、26年度へ継続となっております。一日も早い地権者との和解に向けて、交渉努力を続けていただきたいと思います。

また、特別会計では、介護保険特別会計で定期巡回・随時対応型訪問介護事業が、実施

者がいないため、25年度も未実施に終わりました。自治体といえどもマーケティング力を高め、早期のサービス開始に向けて努力していただきたいと思います。

次に歳入では、関係者の努力により、市税の収納率は96.8%と県内の市段階では平成17年度から9年連続して1位を保っています。

平成26年度は、前年度からの景気の緩やかな回復基調が続くものと期待しますが、消費税増税の影響や原油価格等エネルギー問題が与える影響など、いまだ不透明な部分がございます。

本市では、市税の中で固定資産税が占めるウエートが依然として高い状況にあります。ここ5年間の減少は大きなものとなっております。

したがって、これからの自主財源の確保が厳しくなることが予想されますが、中・長期的視野に立ち、財源の重点的、効率的な配分や事務事業の見直し等により、経費の節減を図り一層健全な財政運営に努められるとともに、住民福祉の増進に対応できる財政基盤を築かれますよう要望いたします。

続きまして、この後で報告がありますが、財政健全化及び経営健全化に係る健全化比率及び資金不足比率の審査結果についてでございますが、平成25年度決算審査に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び水道事業会計など6事業会計に係る資金不足比率について、御報告させていただきます。

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査いたしました。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることを認めました。

健全化判断比率審査意見書の3ページに示すとおり、いずれの数値も国が示す基準の範囲内におさまっております。

6ページの実質公債費比率ですが、3カ年平均数値では、前年度より0.1ポイント下回って、15.8%となっておりますが、単年度で比較すると16.4%となり、平成24年度の15.6%より0.8ポイント上回っております。この主な要因は、計算式の分母となる標準財政規模が減少し、分子となる地方債の元利償還金が増加したことによるものでございます。

次に9ページの将来負担比率については、25年度は前年度より3.3ポイント改善され、242.9%となっております。この主な要因は、計算式の分子である将来負担額から充当可能な財源を差し引いた額が減少したことによるものでございます。

11ページの資金不足比率でございますが、公営企業の資金不足額を事業規模と比較して経営状況の深刻度をあらわすものですが、水道事業会計を初めとして6会計で資金不足は生じておりません。このうち法適用企業の上下水道の3事業会計では、資金剰余金が前年度より増加しております。

続いて法非適用の3会計事業でございますが、12ページ及び13ページに示すとおり、いずれも一般会計からの繰入金や繰上充用金により収支の均衡が保たれており、資金不足は生じておりません。

14ページのまとめで申し上げますが、将来負担比率の算定において、将来負担額

が減少しておりますが、これは、地方債の現在高が前年度に比べて3億円増加したものの、他の経費が減少したため、数字が改善されたものでございます。

起債の発行は、人口減少等による財政規模の縮小を抑えるための事業実施に必要なものと考えますが、公債費の償還が将来にわたって市民サービスを圧迫することにならないよう、バランスをとりながらこれからも事業を実施していただきたいと思っております。

また、平成25年度におきましては、健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っております。

しかし、この比率はあくまでも財政の不健全な状態を示す目安にすぎず、従来から財政運営を行う上で用いる経常収支比率なども判断指標に含め、早期健全化基準に近づかない財政運営をされますようお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（寺岡公章） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、大井 渉議員、4番、網谷芳孝議員、6番、乃美晴一議員、8番、北林 隆議員、9番、山崎年一議員、13番、二階堂 博議員、16番、山本孝三議員、そして私1番、寺岡の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

慣例により、副議長は決算特別委員会に出席し発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 報告第11号 平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（寺岡公章） 日程第29、報告第11号平成25年決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 太田勲男 登壇〕

○総務部長（太田勲男） 報告第11号平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、議案集その2にあります平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをごらんください。

平成25年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。

実質赤字比率につきましては、赤字額がないため、記載すべき数値はございません。

連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため、記載すべき数値はございません。

実質公債費比率は15.8%となっており、平成24年度決算と比較して0.1ポイントの減少となっております。

将来負担比率は242.9%となっており、平成24年度決算と比較して3.3ポイントの減少となっております。

主な要因といたしましては、公共下水道事業会計や土地造成特別会計における地方債残高が減少し、一般会計からの公営企業債等繰入見込額が減少したことによるものでございます。いずれも早期健全化基準以下となっております。

2ページから5ページに、4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページをごらんください。

平成25年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において、資金不足がないため、記載すべき数値はございません。

7ページから9ページに、資金不足比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、報告第11号平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（寺岡公章） 本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第30 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（寺岡公章） 日程第30、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

両常任委員長から、委員会の所管事務について、先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知をいたします。

本日、本会議終了後、直ちに第一委員会室において、正副委員長互選などのため、決算特別委員会を開会いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびは、御提案申し上げました案件を終始熱心に慎重に御審議をいただきました。いずれも原案のとおり議決、または認定、あるいは同意を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

会期中、議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

暑い夏も過ぎ、これから涼しい季節がやってまいります。議員各位におかれましては、健康には十分に留意され、市政の推進に御尽力賜りますよう、心からお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） これにて本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

12時06分 閉会

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月18日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 北 林 隆

+

+

+